



広報 えびな

編集・発行
海老名市役所秘書広報課
〒243-04
神奈川県海老名市国分155
☎ (0462) 31・2111

体調を整えて

かぜ知らずの毎日を

毎日寒い日が続きますが、寒さの本番はむしろこれから。この時期、私たちのだれもが悩まされるのが、かぜです。私たちが一年間にかかるかぜの回数は、平均三、四回といわれています。かぜは従来、寒さが原因と思われていましたが、大部分はウイルスによるものです。特に冬場は、インフルエンザウイルスが猛威を振るっています。この冬も、十二月に横浜で「Aノ連型」インフルエンザウイルスが検出されるなど、集団かぜが発生しています。「万病のもと」といわれるかぜを予防するには、偏食をさげ体を鍛えるなどを心がけることが大切です。

ウイルスが原因

かぜといっても、熱のない鼻かぜから、のどの痛い咽頭炎、咳と痰の出る気管支炎、高熱の続くインフルエンザまで、さまざまです。このように、かぜは一つの病名ではなく、急性に起こる呼吸器粘膜の炎症性疾患の総称で、「かぜ症候群」と呼ばれます。かぜは寒さやアレルギー

などによるものもありますが、その原因の大部分が二百種類以上もあるウイルスによるもので、大きく分けるのがインフルエンザ型と普通感冒型に分けられます。インフルエンザ型のかぜは、突然四十度近い高熱が出て、頭痛、腰痛、節々の痛みが数日続き、いわゆる「かぜ」の症状が後から出てくるのが特徴です。このインフルエンザウイルスに

もいくつかの型があり、毎年少しづつ型を変えて、ほぼ十年ごとに大変異をし爆発的に流行します。普通感冒型のかぜは、鼻や咽頭などに急性の炎症がおこる状態です。鼻の粘膜が炎症をおこせば、くしゃみや鼻水が出て、咽頭が侵されれば、のどが痛んで熱が出ます。また、気管支に入ると咳と痰が出て、場合によってはかなり重症になります。

かぜは私たちの最も身近にある病気ですが、治療法も確立されておらず、他の病気を誘引します。たかが、かぜぐらいと思わずに、かからないようにする心構えが大切です。

予防のポイント

かぜのウイルスは、あなたの健康管理のちょっとしたスキを狙っています。次の点に注意して、予防を図りましょう。

▽偏食をしない 冬は、寒さのために新陳代謝の機能が低下しがちです。栄養的にバランスのとれた食事を心がけましょう。

▽厚着をしない 厚着をするとは体の活動の妨げになり、不必要な発汗作用をおこすため、かえってかぜの原因になります。

▽体を鍛える 寒さは、私たちの体を締めさせ心身の活動を小さくものにしがちです。スポーツで積極的に体を鍛え、活動的な生活を。運動の後、汗をかいた時はすぐにふき、体を冷やさないようにしましょう。

▽その他、室内の湿度を適度に保ったり、帰宅時のうがいや手洗いの習慣を。また、マスクは、かぜの他人への感染を防ぐためだけでなく、雑菌の侵入を予防したり、のどの保温と湿度を保つのに効果的です。



寒さに負けない体づくり

（写真）市立柏ヶ谷保育園と海老名マラクビー・スクールの子どもたち

ちょっと気になる...

子供とお年寄りのかぜ

●子供のかぜ かぜは小さい子供ほどよくかかりやすく、一生のうちで5、6歳ごろまでが一番多くかぜをひく時期です。こじらせて余病をおこさない限り心配はありませんが、細菌の二次感染による中耳炎、気管支炎、肺炎などに対する十分な注意が必要です。

熱が3日以上下がらなかつたり、ぐったりして顔色が悪くなるなど、普通のかぜと様子が違うときは、すぐに医師の診察を受けましょう。また、熱のあるときは安静にさせ、部屋を暖かくし、湿度を60%ぐらいに保ちます。

日光浴や薄着の習慣、バランスのとれた日ごろからの食事を心がけ、体の抵抗力を高めておくことが大切です。

●お年寄りのかぜ 体の抵抗力が弱まっているお年寄り、かぜをひくとそれに伴う細菌の二次感染、特に肺炎に進行しやすいので注意しなければなりません。お年寄りの肺炎は、熱や咳のような症状がはっきりとは現れない特徴があり、それだけに大事になる危険があります。

症状に十分注意し、「今度のかぜはいつもと違う」と感じたら、一見軽症にみえても大事をとる心がまえが必要です。



国民年金 保険料

64歳までの方は国民年金に加入できます

任意加入



老後の生活は、国民年金の保険料を納付するかどうかで、日本人の平均寿命がますます延び、今や男七五・三三歳、女八〇・九三歳と、まさに人生八十歳の時代になってきました。この長い老後をいかに快適に過ごすか。

保険料の未納 「危険」です
老後保障の中心になる老齢基礎年金は、保険料納付期間と免除期間が六年間を隔てて、免状期間が五年間を隔てて、昭和五十四年四月一日以前生まれの人は年齢に

応じて短縮されます。以上ある人が、六十五歳に達したとき支給されることになるので、未納期間が長くなると、支給額が少なくなると納めていかなければ、納め忘れの期間に応じた年金の額は、差し引かれることになってしまいます。また、差し引かれると、年金を受ける権利そのものも失

納めて安心！ あなたの人生
不幸の事故による年金給付と、遺族基礎年金と遺族基礎年金が、国民年金の加入期間中に初診日のある病者になったときに支給されます。遺族基礎年金は、国民年金の未納期間が、台算対象期間に

ついでに短縮されます。以上ある人が、六十五歳に達したとき支給されることになるので、未納期間が長くなると、支給額が少なくなると納めていかなければ、納め忘れの期間に応じた年金の額は、差し引かれることになってしまいます。また、差し引かれると、年金を受ける権利そのものも失

あります！免除と追納

国民年金では、第一号被保険者にかぎり、保険料を納付することが困難な人にも、年金を受けるのに必要な条件が満たされるように、保険料の納付を免除する制度があります。この制度によって、過去に免除を受けた期間のある人が、保険料を納めることができるようになったときは、将来より多くの年金を受けられるようになります。免除されていた期間の全部または一部をその当時の保険料額で納められる「追納」の制度があります。

国民年金では、第一号被保険者にかぎり、保険料を納付することが困難な人にも、年金を受けるのに必要な条件が満たされるように、保険料の納付を免除する制度があります。この制度によって、過去に免除を受けた期間のある人が、保険料を納めることができるようになったときは、将来より多くの年金を受けられるようになります。免除されていた期間の全部または一部をその当時の保険料額で納められる「追納」の制度があります。

追納できる期間は、追納の申し出をした日から、さかのぼって十年前の保険料免除期間分まで納めることができます。追納の申し出は、年金手帳、印鑑を持参し、厚木社会保険事務所（電話：23・7111）または市役所年金係（内務）で手続をしてください。

旧障害年金と支払い6回に

支払月	支給期間
2月	12月 1月分
4月	2月 3月分
6月	4月 5月分
8月	6月 7月分
10月	8月 9月分
12月	10月 11月分

国民年金では、第一号被保険者にかぎり、保険料を納付することが困難な人にも、年金を受けるのに必要な条件が満たされるように、保険料の納付を免除する制度があります。この制度によって、過去に免除を受けた期間のある人が、保険料を納めることができるようになったときは、将来より多くの年金を受けられるようになります。免除されていた期間の全部または一部をその当時の保険料額で納められる「追納」の制度があります。

国民年金では、第一号被保険者にかぎり、保険料を納付することが困難な人にも、年金を受けるのに必要な条件が満たされるように、保険料の納付を免除する制度があります。この制度によって、過去に免除を受けた期間のある人が、保険料を納めることができるようになったときは、将来より多くの年金を受けられるようになります。免除されていた期間の全部または一部をその当時の保険料額で納められる「追納」の制度があります。

国民年金では、第一号被保険者にかぎり、保険料を納付することが困難な人にも、年金を受けるのに必要な条件が満たされるように、保険料の納付を免除する制度があります。この制度によって、過去に免除を受けた期間のある人が、保険料を納めることができるようになったときは、将来より多くの年金を受けられるようになります。免除されていた期間の全部または一部をその当時の保険料額で納められる「追納」の制度があります。

国民年金では、第一号被保険者にかぎり、保険料を納付することが困難な人にも、年金を受けるのに必要な条件が満たされるように、保険料の納付を免除する制度があります。この制度によって、過去に免除を受けた期間のある人が、保険料を納めることができるようになったときは、将来より多くの年金を受けられるようになります。免除されていた期間の全部または一部をその当時の保険料額で納められる「追納」の制度があります。

が支える「快適な老後」

高齢化社会でもめぬ二十一世紀はもうすぐです。安心して豊かな老後を送るための年金制度の果たす役割は、いよいよ重要となってきています。その年金制度を支えているのがみなさんによって納められている保険料です。今回は、この保険料を中心に、年金制度について紹介しましょう。

すべての人が加入

日本国内に住む20歳以上、60歳未満の人は原則として全員加入しなければなりません。加入者は3つのグループに分けられます。

第1号被保険者

農業、漁業、商業など自営業の人とその配偶者。夫に扶養されていないサラリーマンの奥さん。厚生年金に加入していないサラリーマンなど。（手続は自分で！）

第2号被保険者

厚生年金や共済年金に加入しているサラリーマンやOL。（手続は会社で！）

第3号被保険者

厚生年金や共済年金加入の夫に扶養されているサラリーマンの奥さん（第2号被保険者である妻に扶養される夫も含まれます）。（手続は自分で！）

この他に、第1号被保険者で任意（本人の希望により）加入できる人もいます。

- 学生 20歳～60歳
- 海外に在住している日本人 20歳～60歳
- 日本国内に住所のある方 60歳～65歳

20歳になった国民年金 考えよう あなたの未来
海老名市では、今年中に二十歳になる人が約千九百人います。二十歳になるといろいろな権利、義務が与えられます。国民年金に加入することも、その中の一つです。

備えあれば憂いなし
生きがいが、一人ひとりの課題といえるでしょう。国民年金はその老後や万一の病気、けがなどの備えとなるもので、二十歳から全員が加入し、お互いに助け合おうとする。

自分で加入の手続きを！
国民年金は、二十歳からスタートです。国民年金の被保険者の種別は右の図で示したとおりです。厚生年金、共済組合に加入しているサラリーマン以外の人は、自分で加入手続きをしなければなりません。さあ、あなたも忘れず加入手続きをしましょう。国民年金はあなたの生活を保障する大切なものです。将来の自分自身のために備えましょう。



20歳になったら国民年金加入を（去年の成人式から）

届け出は忘れずに

第2号被保険者は、職場の年金制度に加入しますが、第1号被保険者と第3号被保険者の加入は、お住まいの年金係に届け出をしなければなりません。届け出をできなかったり、遅れたりすると、将来年金を受けるための資格を得ることができなくなることがあります。また、就職、退職、結婚など人生の節目には加入者の種類が変わることがありますので、いずれの場合にも年金係にご相談ください。

2月の相談

市民相談室 市役所一階案内内（電話：33・4100直通）
一般相談は、土曜日の午後と、日曜・祝日は休み。電話による相談も受け付けています。

社会福祉協議会 市立総合福祉会館内（電話：31・4122）
高齢者の職業相談は、土曜日の午後と、日曜・祝日は休み。対象はおおむね65歳以上の方。

その他
青少年相談は、市立図書館併設の青少年相談所（電話：31・1011）で、土曜日の午前11時以後と、日曜・祝日は休み。
教育相談は、市立図書館併設の教育センター（電話：33・7777）で、土曜日の午前11時以後と、日曜・祝日は休み。事前に電話で申し込みを。
就学相談は、教育委員会指導室（電話：31・2111内25）で行っています。

相談名	相談日	相談時間	相談場所
市民生活全般の相談や、市政に関する相談	毎日	8:30 - 17:00	市民相談室
法律問題や弁護士に相談したいとき	22日	10:00 - 16:00	市民相談室
登記について知りたいとき	9日	10:00 - 16:00	市民相談室
近隣問題など人権について相談したいとき	10日	13:00 - 16:00	市民相談室
国・県・市などの仕事に意見や苦情があるとき	17日	13:00 - 16:00	市民相談室
年金について知りたいとき	21日	10:00 - 15:00	市民相談室
婦人のいろいろな悩みについて相談したいとき	2日	10:00 - 15:00	市民相談室
住宅の増改築について相談したいとき	4日	9:00 - 12:00	市民相談室
高齢者の就職や生活について相談したいとき	毎日	9:00 - 16:00	市民相談室
ボランティアをしたいとき	毎日	9:00 - 16:00	市民相談室
お子さんの非行などの反社会的問題行動で悩んでいるとき	毎日	9:00 - 16:00	市民相談室
お子さんの登校拒否などの教育について相談したいとき	毎日	9:00 - 16:00	市民相談室
心身障害などのお子さんの就学について相談したいとき	毎日	9:00 - 16:00	市民相談室

